

平成 30 年 3 月 26 日

## 報 告 書

新潟市西区自治協議会  
会長 岩 脇 正 之 様

西区自治協議会委員 大 谷 一 男

平成 30 年 3 月 23 日(金)、新潟市役所において開催された避難所開設体制の見直しにかかる説明会(14:20~14:40)および新潟市防災会議(15:00~15:40)に出席したので、その概要を下記により報告します。

## 記

- (1) 避難所開設体制の見直しにかかる説明会(新潟市役所本館 3 階本部会議室)  
新潟市防災会議に付議される本件について、自治協議会委員を対象に事前に説明がありました。  
＜説明の要旨＞  
地震発生時の避難所の一斉自動開設基準を「震度 5 弱以上」から「震度 6 弱以上」に改めることとした。ただし、避難希望者がいる場合は受け入れ体制をとることとしたこと。  
＜変更の事由＞  
過去 3 年間に日本で発生した震度 5 弱 5 強の地震にあっては、避難者がほとんどいない状況であることと、避難所を開設・運営するための職員が多く必要となり通常の業務も維持する必要があること。
- (2) 新潟市防災会議の開催について(新潟市役所本館 6 階講堂)  
新潟市長から「29 年度は異常気象が多く発生し、市民の安心安全の必要性を痛感している。見直しの主旨を共有したい。」旨の開会挨拶があり、引き続き、新潟市長が議長となって議事を進めました。  
議題  
(1) 平成 29 年度新潟市地域防災計画修正案について
  - ① 災害時受援計画の策定  
計画の趣旨、応援職員の受入れの基本的な考え方、役割分担、受援対象業務及び応援要請先および物流体制構築の基本的な考え方、物流体制図についての資料の説明がありました。
  - ② 地震発生時の避難所の一斉自動開設体制の見直し  
前述記載のとおり。
  - ③ 要配慮者施設における避難確保計画の作成  
水防法および土砂災害防止法の改正により、新潟市地域防災計画に記載され

ている要配慮者施設にあっては避難確保計画の作成等が義務化された。対象施設に通知すると共に計画の作成等を推進していくことの説明がありました。

#### ④外国人旅行者向け避難マニュアルの作成

要配慮者安全確保計画に、外国人旅行者への避難誘導マニュアルの配布、宿泊事業者を対象とした避難誘導講習会の開催等を追加することとした。

以上の平成 29 年度新潟市地域防災計画修正案は、質疑もなく了承されました。

引き続き、報告事項に移り、以下の方針が示されたこと。

#### (1) 平成 29 年度新潟市国土強靱化地域計画、主な取組事例について

水防法改正(平成 27 年)、国管理河川の想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域が公表(平成 28 年)、県管理河川の想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域が公表(平成 29 年)などを受けて、新たな想定を反映した新潟市洪水ハザードマップを作成することとしたこと。

#### (2) 平成 29 年度関係機関の防災対策の取組みについて

熊本地震の物資供給の遅れ・集積拠点の機能不全、罹災証明発行の遅れといった課題を受けて、避難所の物資ニーズの集計の迅速化、家屋調査・罹災証明発行の効率化による被災者再建の迅速化、効率的な情報共有による人員削減・マンパワーの確保といった災害時情報システムの構築を図った旨の報告がありました。

また、新潟地方气象台からは交通政策審議会気象分科会の提言に基づいて、気象情報を視覚的に分かりやすい情報、一目で、何時、どこが危険かを認識できる情報などを発信できるよう改善を加えた旨の資料説明がありました。

以上